

南部町・南部川村

合併協議会だより

第12号

2003 Vol. 12

平成15年11月1日



南部町 堺日吉神社 11月9日(日)



南部川村 清川天宝神社

11月1日(土) 名之内の獅子舞(県指定文化財) 剣の舞

みなへの秋まつりパート2

11月にも南部郷では2つの神社で、それぞれ特色と伝統のある秋まつりがおこなわれます。皆さんも一度足を運ばれてはいかがでしょうか。

Contents

合併協議会の動き2~9

協議会でこんな意見が出ました9~10



第8回合併協議会

合

併

協

議

会

の動き

協議事項

協議された内容

(協議・確認)

協議第22号の1

9月22日(月)

午後1時30分から

南部町役場3階

大会議室において、

第8回合併協議会

が開催されました。

産業の振興・創造に関する事業

施策名	主要事業名
6次産業の振興	農道整備事業
	ため池等整備事業
	農業基盤整備促進事業
	漁港漁村活性化対策事業
	林道整備事業
商業の振興	住民交流施設改築事業

※6次産業・・・新町の主な産業(梅・備長炭・漁業)は、栽培(1次産業)・加工(2次産業)・流通(3次産業)の全ての事業が整っています。1、2、3は足しても掛けても6になることから、業態・業種を超えてそれぞれが連帯し、産業全体を盛り上げていくという意味を込めて6次産業と言っています。

教育・文化の充実・創造に関する事業

施策名	主要事業名
学校教育の充実	幼稚園改築事業
	小中学校改築事業
	学校給食事業
生涯学習の充実	図書館・公民館等増改築事業
芸術・文化の振興	文化財・遺跡保存事業

環境の整備・保全に関する事業

施策名	主要事業名
下水道の整備	公共下水道事業
	合併浄化槽等整備事業
防災・交通安全・防犯等の推進	防災行政無線施設統合整備事業
	防災対策事業

生活基盤の整備に関する事業

施策名	主要事業名
道路網の整備	道路改修・橋梁改修事業
公共交通の整備	コミュニティバス事業
上水道の整備	上水道事業
	簡易水道事業
公園の整備	公園整備事業
	合併記念環境保全自然公園整備事業
情報・通信の整備	移動通信用鉄塔施設整備事業
住環境の整備	公営住宅改善事業
行政サービスの機能強化	電算統合事業
	地域公共ネットワーク基盤整備事業

新町まちづくり計画(素案)
(その2)について
新町で予定される主要事業

が提案され、大筋の内容について確認されましたが、
県事業については、次回協

議会で提案される予定です
ので、引き続き継続協議と
なりました。

主要事業については以下の
とおりです。

保健・医療・福祉の充実に関する事業

施策名	主要事業名
福祉の充実	精神・知的・身体障がい者施設等支援 保育所改築事業

交流・連携の促進に関する事業

施策名	主要事業名
町内の連携・交流の促進	環境保全基金積立事業 村民センター改築事業



体づくり教室（健康リズム体操）
南部町保健福祉センター（南部町芝）

協議第29号

国民健康保険事業の取扱いについて

・国民健康保険税について

国民健康保険税については、合併期日から合併年度の年度末までは、旧町村で設定した税率による不均一課税とし、合併の翌年度から一本化した税率を設定する。

国民健康保険税の本算定日は7月1日、納期については翌年の2月までの8期とする。

・給付等について

出産育児一時金、葬祭費の給付額は現行どおりとする。

高額療養費委任払制度及び高額療養費貸付制度については、合併までに調整する。

※出産育児一時金は30万円、葬祭費は3万円です。

・高額療養費委任払制度：

高額療養費の支給対象となる世帯が、経済的理由等により療養に要した費用を一度に支払うことが困難な場合に、保険医療機関等が承認のもと、保険医療機関等に支払う費用は高額療養費相当額を差し引いた額とし、町村は本来支給対象世帯に支払うべき高額療養費相当額を保険医療機関へ支払う制度。

・高額療養費貸付制度：高

額療養費の支給を受けることが見込まれる世帯に対し、支給を受けるまでの間、療養に要した費用を支払うための資金を貸し付ける制度。現在、高額医療費委任支払制度を利用する方が多いため、この制度を活用される方はほとんどありません。

・保健事業について

国民健康保険事業の

保健事業については、新町において調整する。

※現在、南部川村でのみ実施されている脳ドックについては、受診対象等を調整し新町全域において実施します。

・基金について

国民健康保険財政調整基金については、新町における国保財政の健全化に資するため、合併時に両町村の基金全額を持ち寄るものとする。

・運営協議会について

国民健康保険運営協議会の委員数は、人口規模から新町においても現行の12名とする。

※国民健康保険運営協議会：国民健康保険の運営に關し必要な意見の交換や調査、審議、首長への意見の具申等を行うために設けられている組織で、両町村とも現在、委員数12名（被保険者代表4名、医療機関代表4名、公益代表4名）ずつで構成されています。

・徴収依頼団体等について

国民健康保険税の徴収に

については、新町において口座振替を推進していく。

徴収依頼団体への補助金の額の算出方法は、合併までに調整する。

※現在、国民健康保険税の徴収を両町村とも婦人会（南部町7支部、南部川村18支部）に依頼しています。

以上のように確認されました。

協議第30号

財産及び債務の取扱いについて

合併時において、2町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

※町村有の土地で、土地台帳面は町村有であるが、従来の慣習により事実上、大字区が権利を持った土地は、合併後、公簿上の名義は新町に引き継ぎますが、その所有は旧来の慣習に基づき大字区所有とします。詳細については次ページをご覧ください。

以上のように確認されました。

(単位：m²)

備 考
南部町：防災備蓄倉庫（3箇所）、消防車庫 南部川村：消防車庫・倉庫、水防倉庫
南部町：目津・小目津・若草公園 南部川村：西本庄・高城幼児公園
南部町：国民宿舎、はあと館、公共下水処理場、 集落廃水処理場、住民会館、千里が丘球場、保育 所、幼稚園、保健福祉センターほか 南部川村：鶴の湯温泉、うめ振興館、うめ21研究 センター、紀州備長炭振興館、共和球場、清川球 場、保育所、保健福祉センターほか
南部町：旧N T T局舎ほか
南部町：埴田字馬尻 南部川村：清川字湯ノ川、市井川字上木台、西本 庄字横郷ほか
南部町：旧し尿処理場、花卉団地、駅前広場 南部川村：旧小中学校用地、梅漬施設用地



備蓄倉庫（南部町埴田）



小目津公園（南部町山内）



はあと館（南部町芝）

有価証券及び出資

(単位：千円)

項 目	南部町	南部川村	備 考
田辺周辺ふるさと市町村圏基金	134,982	123,966	
財団法人南部町開発公社	10,000		
南紀白浜空港ターミナルビル	3,950	3,300	
和歌山県漁業信用基金協会	3,450		
(株)サイバーリンクス	1,400	1,000	
(株)テレビ和歌山	837	694	
和歌山県暴力団追放県民センター	840	650	
森林組合		675	
県農業使用基金協会	560	770	
(株)紀南ふるさと開発センター	500	500	
その他	392	667	県林業公社、県ふるさと産品振興会ほか
合 計	156,911	132,222	

財政及び債務の状況

行政財産・普通財産

項 目		南 部 町				南 部 川 村			
		土 地	建 物			土 地	建 物		
			木 造	非木造	計		木 造	非木造	計
行政財産	本 庁 舎	2,811		4,063	4,063	1,315		2,292	2,292
	その他の行政機関	7,008		4,334	4,334	1,589	70	344	414
	学 校	17,171	106	15,030	15,136	103,617	2,453	18,738	21,191
	公営住宅	42,011	6,842	6,592	13,434	2,228	669	200	869
	公 園	23,183		110	110	1,190	30		30
	その他施設	57,301	710	24,845	25,555	221,879	1,882	13,112	14,994
普通財産	宅 地	1,606							
	山 林	6,421				5,553			
	そ の 他	14,831				102,713			

※行政財産…町村有財産のうち、道路・河川・学校・庁舎等として直接、公用又は公共用に使用されている財産
 普通財産…町村有財産のうち、公用又は公共用にされていない財産



うめ21研究センター（南部川村東本庄）



南部町住民会館（南部町芝）



紀州備長炭振興館（南部川村清川）



うめ振興館（南部川村谷口）

車両等

(単位：台)

項 目	南部町	南部川村	備 考
乗用車	3	5	
貨物車	11	31	
消防自動車	2	3	
消防積載車	10	10	
消防指令車	1	1	
マイクロバス		2	高城小スクールバス含
給食車		2	
リフト付自動車		1	車いす運搬
給水車		1	
合 計	27	56	



給水車（南部川村）

第10回
合併協議会は
11月25日（火）
午前9時00分
南部町役場 3階
大会議室

基金等

(単位：千円)

項 目		南部町	南部川村	備 考
土地開発基金	土地等	103,623	210,081	公共の利益のために必要のある土地を先行して取得することにより、事業の円滑執行を図るために設けた基金。現金・預金と土地等で保有します。
	現金・預金	3,933	68,970	
	計	107,556	279,051	
財政調整基金		468,120	852,852	年度間の財源の不均衡等を調整するために設けた基金
減債基金		77,153	252,720	地方債の償還を計画的に行うために設けられた基金
ふるさと創生基金			57,960	
防災基金		48,453		
公共施設整備基金			28,338	
人材育成基金			28,986	
福祉基金		161,422	162,612	
地域づくり整備基金		30,738		
町営住宅改修基金		80,168		
南紀用水事業対策基金			101,026	
生涯学習推進基金		46,803		
住宅新築資金減債基金		17,885		
義務教育施設基金		11,827		
国民健康保険財政調整基金		40,677	224,882	
簡易水道財政調整基金			57,339	
公共料金支払基金		20,000		
住宅新築資金特別会計余剰金		34,844		
上水道事業特別会計余剰金		403,392		
土地分譲事業特別会計剰余金		35,309		
育英奨学金貸付基金		42,050	56,412	
その他		48,814	31,949	
合 計		1,785,767	2,413,178	

債務（地方債等）

（単位：千円）

項 目		南部町	南部川村	備 考
一般 会 計	一般公共事業債	546,828	606,843	
	一般単独事業債	3,560,252	3,250,830	
	公営住宅建設事業債	451,560		
	義務教育施設整備事業債	229,649	685,019	
	辺地対策事業債		772,618	
	災害復旧事業債	75,010	66,845	
	厚生福祉施設事業債	827,094		
	地域改善対策事業債	22,567		
	財源対策債	341,142	515,975	
	臨時財政特例債	53,410	43,001	
	公共事業等臨時特例債	10,876	12,922	
	減税補てん債	235,844	212,412	
	臨時税収補てん債	42,619	26,495	
	臨時財政対策債	209,700	228,200	
	調整債	58,180		
	県貸付金	507,044	19,089	
	小 計	7,171,775	6,440,249	
特別 会 計	水道事業債	127,461	278,197	南部町：上水道事業 南部川村：簡易水道事業
	公共下水・農業集落排水事業債	2,994,777	1,945,762	南部町：公共下水道・農業集落排水事業 南部川村：農業集落排水事業
	小 計	3,122,238	2,223,959	
債務負担行為 に基づく平成 15年度以降 の支出予定額	土地購入に係るもの			
	工事請負に係るもの	884,877	1,716,516	南紀用水事業償還金
	債務保証等に係るもの	80,344	5,000	利子補給
	小 計	965,221	1,721,516	
合 計		11,259,234	10,385,724	

※債務負担行為・・・将来の支払を約束する義務を負っている債務のうち、既に支払う額が確定しているもの
（数値は平成15年3月31日現在です。）



南部川村保健福祉センター（南部川村東本庄）



南部川村デイサービス

協議第31号
社会福祉協議会の取扱いに
ついて
社会福祉協議会会の事情
を尊重しながら、統合に向
けて調整につとめる。
事業委託等については、
社会福祉協議会の事情を尊
重しながら調整につとめ
る。
以上のように確認されまし
た。

提 案
協議第25号の1
上水道・簡易水道事業の取
扱いについて
協議第32号
公共的団体等の取扱いにつ
いて

行政機構図(案)

選挙、防災、入札、契約)

広報公聴、合併管理)

年金、総合窓口)

諸税)

(税業務含む)、介護保険、医療給付)

保育所・保健福祉センター・高齢者センターほか
高齢者福祉、障害者福祉、保健業務)

ごみ処理場・火葬場
ゴミ処理、火葬場、公園管理)

国民宿舎・鶴の湯温泉
商工振興、観光、開発公社)

簡易水道)

浄化センター
農業集落排水、合併浄化槽、し尿処理)

うめ振興館・うめ21研究センター

紀州備長炭振興館
林業振興、農地農業用施設災害)

住宅、建築、都市計画、公共土木災害)

幼稚園・給食センター

公民館・図書館

施設名		部局名
第一庁舎 (現南部町役場)	3階	議会事務局
	2階	総務課
		企画情報課
		環境課
	1階	町民課
		税務課
		保険課
		出納室
		商工水産課
		水道課

浄化センター (現みなべ浄化センター)	下水道課
------------------------	------

第二庁舎 (現南部川村役場)	2階	地籍調査課
	1階	第二庁舎窓口 (町民課員配置)
		農林課
		うめ課
		建設課

生涯学習センター(中央公民館) (現南部川村民センター)	総務学校教育課
	生涯学習課

保健福祉センター (現南部川村保健福祉センター)	健康福祉課
-----------------------------	-------

報告第13号

(報告)

事務組織及び機構の取扱い
について
新町の事務機構及び組織

については、「みなべ町行政機構図(案)」を基本に、
人員配置等も含め、合併ま

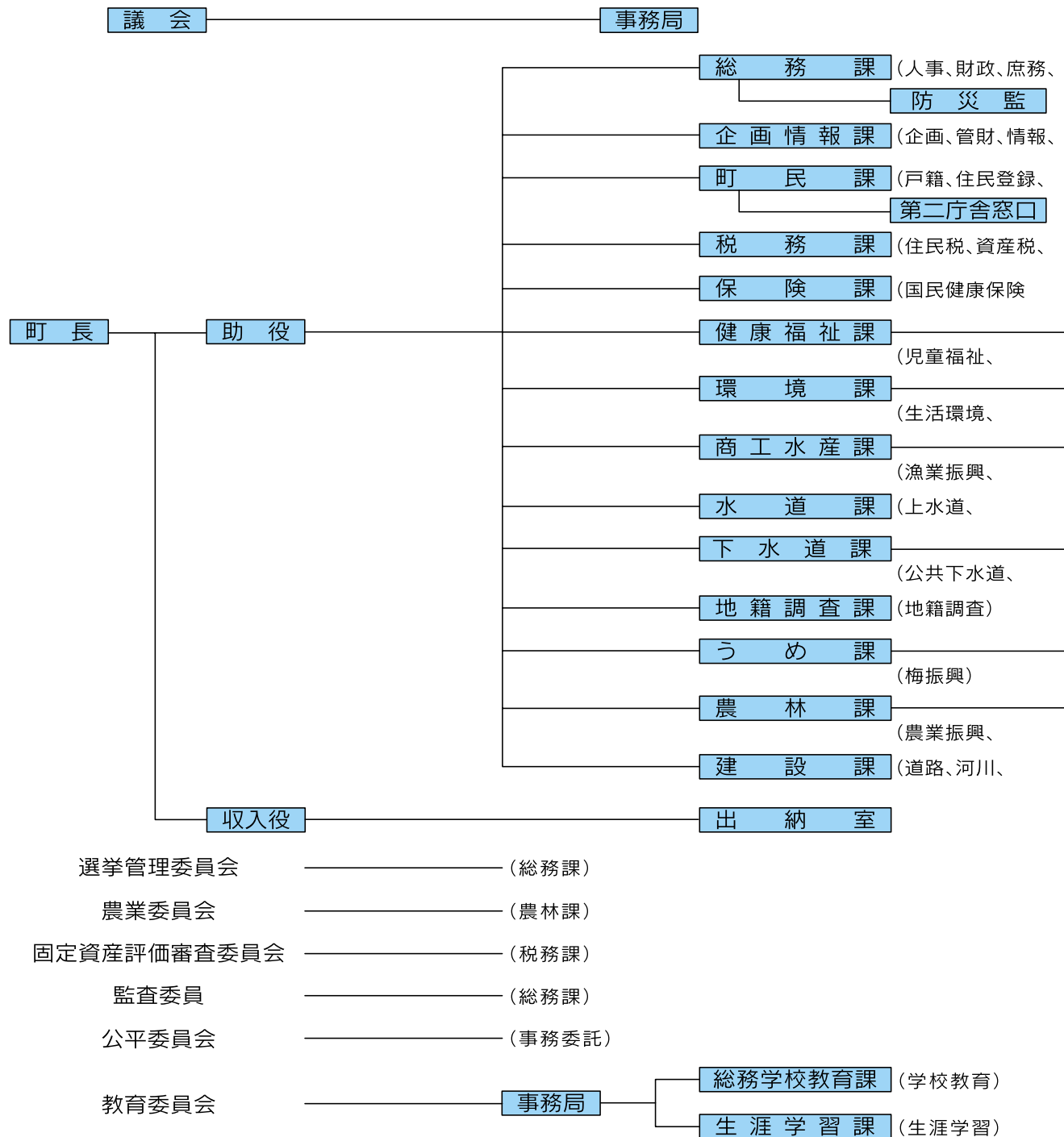
でに調整を図ります。
「みなべ町行政機構図(案)」
は左のとおりです。



◆南部川村庁舎(南部川村谷口)



◆南部町庁舎(南部町芝)



第8回 協議会で こんな意見が でました

協議第22号の1
新町まちづくり計画につい
て

○観光についてですが、高速道路の開通が間近に迫っております。そこでインターチェンジを降りた観光客をどうつかむかということです。通過点の町にならないためにも、どういう取り組みが必要か。その辺が具体的に書かれていないのではないのでしょうか。

・山田会長 高速道路については、この年末に開通する方向で進んでいます。観光



みなべIC (仮称) イメージ図

○新町の玄関ともい
うべきJR南部駅
周辺には駐車場が
必要ではないでし
ょうか。今の時代
ですから有料駐車
場が当たり前だと
思いますし、町営
でということでは
なく、民間でもか
まわないと思いま
す。

・山崎副会長 現在
実施中である駅前
広場事業では、駐
車場は考えており
ません。駅の中に
駐車場は考えられ
ません。ですから、
駐車場を整備する
場合には、周辺の
用地を活用させて
頂くこととなります。もし、
周辺の用地を購入するとす
れば、合併特例債の対象に
なるかどうかを勘案して、
新町での非常に大きなデー
マになるのではないかと思
います。

協議第31号

社会福祉協議会の取扱いに
ついて

○合併後は、南部川村の方で
も、例えば南部町のゆうゆ
う館を利用することができ
るのですか。

・小谷事務局長 社会福祉協
議会と検討する必要がある
ますが、自由に利用できる
形になろうかと思っています。



ゆうゆう館 (南部町埴田)

○社会福祉協議会の合併協議
について報告したいと思
います。8月20日に協議会を
ようやく設立しました。社
協も法人としての資格を持
っています。町村の福祉
行政の部分と関わることが
多く、町村の施設を借りて
福祉事業をやっています。

今後の調整については、単
独事業であればできます
が、その他のことについて
は、町村当局のまちづくり
の方針、福祉行政の方向性
と関わってくると思いま
す。

ですから、「事情を尊重
しながら調整する」と書い
て頂いていますので、社協
の事情も申し上げながら、
行政と十分調整をとって、
皆さん方の福祉がより一層
向上するように努めていき
たいと思います。

協議第25号の1

上水道・簡易水道関係事業
の取扱いについて

○南部町の上水道会計と南部
川村の簡易水道会計を一元
化するということについ
て、もう少し詳しく説明を
お願いします。

・杉本委員 (南部町助役)
上水道事業会計は公営企業
法適用、簡易水道事業会計
は公営企業法非適用であり
ます。ここで言われている
「一元化」とは、会計は
別々ですが収支、お金のや
りとりは一つですという

考え方です。料金について
も、一本化というのが基本
にあるわけで、それによっ
て急激な増減が出てくる方
については、一定期間をも
って段階的に調整する必要
があると。

それから、両方の会計が
一つになって全体的に金額
は今のベースでいくにして
も、将来的にその料金で維
持できるのかという問題が
あるわけです。又、今後施
設を整備していく中で上水
道地域と簡易水道地域の線
引きをどう考えるのか。そ
ういったことを合わせた中
で原価計算的に水道料金が
どうあるべきかということ
も、ある程度方向付けをす
る必要があるのではないか
と思います。

※公営企業会計：水道事業や
病院事業等のように、その
事業の収入で支出を賄う独
立採算の会計

公営企業法適用：民間企
業と同じように、複式簿記
で会計処理を行います。

公営企業法非適用：町村の
一般会計と同じように会計
処理を行います。条例によ
り、任意に公営企業法を適
用することは可能です。

についての対策が具体的に
書かれていないということ
ですが、この新町まちづく
り計画そのものが大枠の表
現しかしておりません。ご
意見として十分踏まえ、執
行については効率的に観光
客をいわゆる足止めをする
ということに努めていきた
いと思います。